

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 4 項により同法第 6 条第 2 項による届出とみなし次のとおり公告する。

なお、その変更届出書等は令和 7 年 1 0 月 2 1 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

瑞浪ショッピングセンターメイト

瑞浪市土岐町字縦箴 2 6 - 2 外 1 1 筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合メイト

代表理事 石田 慎治

瑞浪市土岐町 2 6 番地の 1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の の開店時刻及び閉店時刻	9:30～20:00	8:00～20:00
来客が駐車場を利用することができる時 間帯	9:00～20:30	7:30～20:30

4 届出年月日

令和7年10月17日